

足立区議会議員 工藤 てつや 様

足立区議会議員 29番 はたの 昭彦 印

一 般 質 問 通 告 書

今定例会に下記要旨の一般質問を行いたいので、会議規則第59条第2項の規定により質問通告書を提出します。

記

行政区分	質問の要旨
1 一般行政	<p>I. 区長の政治姿勢について</p> <p>1. 能登半島地震について</p> <p>(1) 発生から2か月近く経過した能登半島地震では、いまだ被災者の命や健康が危ぶまれる事態が続いている。今回は、初動の遅れが指摘されるとともに、交通不便な半島という地理的条件が、救援に困難をもたらし、断水の解消は市によっては4月以降になり、洗濯や入浴といった日常生活を取り戻せていない。同じ地震大国であるイタリアでは、「発災後8時間以内にどこでも暖かい食事を1000人分作れるキッチンカーと誰でも使えるトイレ・シャワーカーが被災地に届く」体制を政府がとっているのに対し、避難所は29年前の阪神淡路大震災時と変わらない光景が繰り返されていた。「この30年間政治は何をやってきたのか」「大阪万博や軍事費（防衛費）よりも被災地支援を」という声上がるのも当然だ。</p> <p>加えて当初は物品や人的支援及び災害ボランティアの受け入れについては、「自治体からの支援のみ」との姿勢で、多くの人・自治体が支援をしたくてもできない状況だった。国が「北陸応援割」を打ち出した時に石川県のHPでは「不要不急の移動は控えて！」と呼びかけ続けるというちぐはぐな対応であった。</p> <p>また、「志賀原発に異常はない」とのTV報道とはうらはらに、想定を上回る揺れ、敷地に亀裂、変圧器が壊れ約2万ℓの油漏れ、外部電源が一部使えず復旧に半年かかる、などの事実が次々と明らかになった。北陸電力の発表のたびに被害の程度が大きくなり、避難計画では避難先が半島北東部の能登町で、今回の地震で道路が寸断され、全く機能しないことが明らかになった。</p> <p>以上のことについて、区長はどう考えるか。</p> <p>(2) 能登半島地震の教訓を生かすことについて</p> <p>今後30年で7割の確率で首都直下型地震が起きるといわれて</p>
	<p>2月15日 午前・午後 9時45分受付 質問時間 32分</p>

行政区分

質問の要旨

いる中、能登半島地震の教訓を生かす必要がある。災害時の受援体制や災害弱者支援をはじめとする避難所体制、災害協定の具体化、備蓄など抜本的に見直すべきと思うがどうか。

2. 綾瀬エリアデザイン計画について

区は、旧子ども家庭支援センター跡地にある東綾瀬中学校仮設校舎を、引き続き東湊江小学校の建替えのために活用することを決めた。綾瀬地域は、平成 26 年にエリアデザイン計画第 1 号となったが、地域のニーズと異なる計画に異論が続出し、見直しにより 10 年も遅れ、やっと本計画が動き出すという時にさらに遅れることになった。

跡地活用について、昨年 5 月に活用イメージ（案）についての住民アンケートを、事業者には誘致に向けたヒアリングを実施、9 月には住民説明会まで実施していた。その事実を東湊江小学校の関係者には説明せず、この間跡地活用について、真剣に話し合いを続けてきた綾瀬駅周辺まちづくり協議会の了解も取らずに、保護者アンケートまで行ったことが今回の混乱の原因であり、区の問題は重い。

- (1) この様な状況での仮設校舎利用の決定は地域を二分し、禍根を残す結果になるとは思わないか。一度立ち止まって、あり方を見直すべきではないか。
- (2) そもそもは入札不調が主因なのに、決定に至った理由の第 1 に子どもの教育環境をあげているが、理由がすり替わっているのではないか。今後の改築は、場当たりの対応ではなく、一貫した方向性を持つべきではないか。
- (3) 区は、旧こ家セン跡地計画のスケジュール遅延は最小限にとどまるとしているが、そもそも平成 26 年の計画が 10 年遅れ、その上の 1 年だ。ここまで遅らせた責任を区長はどう考えているのか。

2 政策経営行政

II. 新年度予算案について

1. 予算案の全体像について

新年度の一般会計予算は、昨年を 142 億円上回る 3,300 億円で、10 年連続で過去最高額を更新した。また基金積立金は全国トップクラスを維持している。

区は石油危機以来 41 年ぶりの消費者物価指数の伸びが区民生活に影響を及ぼすと言いながら、「いざという時に大

行政区分

質 問 の 要 旨

切なのは堅実な財政運営」と、区民生活よりも区財政を優先する姿勢は基礎的自治体の責任を果たすものではない。

能登半島地震を受け、真っ先に災害対策の強化を打ち出したが、内容は備蓄品の増量が中心で、そのために区外に備蓄倉庫を確保するとしながら、区内の備蓄倉庫は廃止する。物価高騰対策の経済支援策として昨年実施した保育・障がい・高齢者等への支援は盛り込んでいない。また、新年度都が実施予定の給食費補助などによる歳入増も盛り込んでおらず、すでに大幅な剰余金の可能性すらあるのに、区民への直接支援は国任せで、他自治体を実施した拡充も拒否し続けている。以上の点から新年度予算の組み換えをおこなうべきではないか。

2. 具体的な施策について

以下の具体的な施策についての実施を求める。

(1) 子どもの紙オムツ等の宅配による見守りについて

紙オムツ等の宅配は、ポピュレーションアプローチとして全世帯に見守り支援、かつ経済的支援にもなる。区はポピュレーションアプローチの必要性を認め、家事支援などの顔と顔が見える「ヒト」を介した相談事業の充実を図るとのことだが、十分ではない。行政に対し敷居が高いと感じ、これまで行政とのつながりの薄い人に届く施策が必要だ。家事支援を含め、紙おむつやミルクの宅配など、1歳までの育児で希望するサービスを選択、定期的に受けられることで見守り支援となる23区初となる制度を実施すべきではないか。

(2) 生きがい奨励金について

生きがい奨励金が廃止され3年が経過したが、未だ復活を求める署名が区長に届けられ、その数は累計では2万筆に達しようとしていると聞く。物価高騰や社会保障削減で苦しんでいる高齢者に対し年1回の支援策として、生きがい奨励金を復活する考えはないか。

(3) 奨学金について

①昨年新設した給付型奨学金は大変好評で、6年度、募集人員40人に対し206人の応募があった。最終的には募集枠を8人上回る48人を決定したが、4倍以上の狭き門だ。募集枠を増やす考えはないか。

②足立区の給付型成績要件4.0は他の自治体と比べても厳し

行政区分

質 問 の 要 旨

く諦める学生も多い。他の自治体では 3.5 以上の申込者すべてに、全額ではないが給付型奨学金を実施しているところもある。日本学生支援機構の給付型奨学金の要件でもある 3.5 以上の学生に対し、少額の新たな給付型奨学金を作るべきではないか。

③わが党が昨年 の 第 3 回定例会ですでに返済している社会人に対する返済支援を求めたのに対し、区は検討を表明したが、対策は極めて不十分で結局は何もやっていないのと同じだ。直ちに実施し若者の支援と定住促進を図るべきだがどうか。

(4) 中小事業者に対する物価高騰支援について

区は区内事業者へのキャッシュレス還元事業や小規模事業者経営改善補助金を新年度も行うとのことだが、キャッシュレス還元は一部の店舗のみ、経営改善補助金は限られた事業者への設備投資支援であり、物価高騰への直接的な支援とは言えない。杉並区では中小事業者を対象に 6 か月間の電気・ガス料金の合計額に応じて最大 15 万円を支給する、中小企業光熱費高騰緊急対策助成を行った。葛飾区ではキャッシュレス還元事業と同時に個人事業主に 3 万円、中小事業者に 15 万円の物価高騰緊急支援金の支給を行っている。足立区でも他区のように幅広い中小事業者への直接支援となる物価高騰支援策を実施すべきではないか。

(5) 出産時一時金について

出産育児一時金を 42 万円から 50 万円に増額した。区は新年度、出産費用の総額と一時金等の差額分に対し、出生児 1 人につき 10 万円を上限とする出産費用助成を始める。出産にかかる費用は通院や検診、交通費など出産費用だけでない。新年度予算では全員に一律 10 万円を支給できる予算を計上している。差額だけでなく出産祝い金として、一律 10 万円を支給する考えはないか。

(6) 生活応援給付金について

国は住民税非課税世帯及び、住民税均等割のみ課税世帯への臨時給付金として 1 世帯計 10 万円を支給する。一方で多くの課税者は 4 万円の定額減税のみで、満額を受け取れない方も多くあり、しかも支給は 6 月以降だ。かつて区は「苦しいのは住民税非課税世帯だけではない」と所得 200 万円以下の世帯に独自に「あだちから生活応援臨時給付金」の支給に踏み切った。たとえわずかな金額でも区として物価高騰に

行政区分

質 問 の 要 旨

対する支援金の支給に踏み出し、暮らしを守り抜く姿勢を示すべきではないか。

(7) 学童保育について

学童保育室の不足が深刻だ。新年度の申込件数は、ほぼ全地域で受け入れ可能数を超え、超過数は今年度を324名上回る408名にもなる。区は今年度、民設学童を8地域で公募したが、1事業者しか決まらなかった。新年度は14地域に整備するというが、増えない原因の根本には、人員確保できない、家賃が高いことなどであり、この解決なしに進めても増えない。人材確保や家賃補助などを充実し、学童保育室を増やす方策を抜本的に強めるべきだがどうか。

(8) 公立保育園の改築について

公立保育園は、1960～70年代に集中的に建設されて以来、一度も大規模改修などを行わないできたため、時代が止まったかのような施設で老朽化がすすんでいる。

昨年9月のわが党代表質問後に、教育長や副区長が施設を調査し、改築や改修をすすめることを表明しているが、乳幼児の生活の場である保育園だけに、相当の準備や計画性が求められる。

①保育園の改築は、園内では完結できないため、公共施設の再配置計画と連動しながら、一刻も早くすすめるべきだがどうか。

②改築対象になっていない保育園も老朽化が激しく修繕が必要だ。特にトイレのドライ化など早急に実施すべきだがどうか。

③当時の建築物は、ほぼ100%断熱材としてアスベストを使用しており、老朽化による破損で露出する危険性がある。こういった情報を園側と共有し、早め早めの対応を行うべきだがどうか。

④ガス湯沸かし器やおむつ交換台など、今の時代に見合った施設改善を予算増額して行うべきだがどうか。

(9) 福祉タクシー券の拡充について

新年度、「福祉タクシー券・自動車燃料助成券」の増額を決めたが、現在交付対象となっていない精神障害者も対象に加える考えはないか。

(10) (仮称) 高齢者配食サービス支援事業について

(仮称) 高齢者配食サービスの実施を決めたが、10月の

行政区分

質問の要旨

3 区民行政

開始予定では遅すぎる。前倒しすべきではないか。

III.国保、介護保険について

2023年の消費者物価指数は、第2次石油危機のあった1982年以来、41年ぶりの伸び率で、生鮮食品を除く食料品の高騰は1975年以来のものだ。生活に欠かせない日用品の約9割が、食料品に至っては3万2千396品目が値上げされ、まさに歴史的な値上げラッシュが暮らしを圧迫している。

このような中で、今年は国保、介護、後期高齢の保険料のトリプル値上げも予定されている。いのちと暮らしを守る自治体の真価が問われると言っても過言ではない。そこで以下質問する。

1. 国民健康保険について

(1) 日本共産党が2023年10月末までに、国民健康保険の保険者となっている全国1736自治体の23年度の国民健康保険料(税)率の改定状況を調査し、年収400万円、4人世帯をモデルに保険料を計算した結果、23区の23年度の保険料は高い方から98番目で、22年度の174位から大幅に順位を上げた。大都市に限れば、足立区より高いのは大阪市、堺市だけだ。年収に占める保険料の割合は11%を超える。所得では2割以上だ。最も高い佐賀県の協会けんぽの保険料に比べても本人負担分は1.8倍以上となる。

東京都は6年で一般会計からの繰り入れ解消を、国は24年度から新たな国保運営方針に基づき、各都道府県に「保険料水準の統一」を進めるよう求めているが、負担は限界だ。

国民健康保険は、もともと自営業者や農家などを主な対象と想定した医療保険だが、現在では非正規労働者やフリーランス、75歳未満の年金生活者などが増えた。低所得層が多いにもかかわらず負担は逆に重くなっている。このような構造問題を解消せずに、保険料負担を増やし続ければ国民健康保険制度が崩壊しかねない。「国庫負担の引き上げ」や「低所得者への負担軽減」を国の責任で行い、国民皆保険制度を維持すべきと思うがどうか。

わが党はこの間、23区特別区区長会の一般会計からの法定外繰り入れを6年間で解消する方針について歯止めをかけるよう強く求めてきたが、区長はどのような行動を取り、結果はどうだったのか伺う。

(2) 高すぎる国保料を引き下げ、負担軽減こそ物価高騰で厳し

行政区分

質問の要旨

4 福祉行政

い家計のやりくりを強いられている区民の願いと思うが、区の認識はどうか。値上げはすべきでないと思うがどうか。

(3) 国保料が協会けんぽに比べ高いのは、協会けんぽにある事業主負担がないことに加え、「人头税」ともいうべき「均等割」の存在だ。日本共産党は公費負担の追加で「均等割」は廃止すべきとの立場だが、物価高騰の中で、少なくとも均等割減額措置の対象や要件の拡大にあたる保険外の福祉的措置を実施すべきではないか。

2. 介護保険について

第9期介護保険計画の中間報告では、次期介護保険料を基準額で7,220円から7,520円に引き上げる案が示されたが、現状でも23区で一番高い保険料をさらに大幅に引き上げるもので、とても認めることは出来ない。

今回の「高齢者保健福祉計画」「第9期介護保険事業計画」の公聴会には89名が参加、パブリックコメントでは介護保険料に対する意見や要望が前回は181件上回る601件も寄せられた。489件が「値上げしないでください」76件が「値下げしてほしい」、その他もほぼ値上げに対し批判的な意見だ。

区はパブコメに寄せられた声をどのように考えるか。これらの切実な声に応え値上げはすべきではないと思うがどうか。

5 政策経営行政

IV. 若者が生き生きと活躍できる足立区へ

若者の行政への参加や若者の声を聞くまちづくりの取組が全国で広がっている。

日本共産党区議団は昨年11月に「わかものまちサミット2023」に参加し、全国の若者によるまちづくりにかかわる取り組みについて、学んできた。

開催都市の静岡県菊川市では、高校生の企画やアイデアをまちづくりに活かし、高校生が主体的にまちづくりに参加する「きくがわ高校生まちづくりスクール」の開催や高校生が主体となって市の人口減少問題について考え、市に対して解決策の提案を行う「高校生ふるさとセミナー」など若者が地域で自分らしく活躍できるようにさまざまな取り組みを行っている。

1. 背景には、「こども基本法」などで、これまで保護や支援の対象だったこども・若者を、「社会形成の主体」として位置付けることが明確に定義されたことにある。足立区でも子ども・若者を

行政区分

質問の要旨

明確に位置付けるべきではないか。

2. 「こども基本法」や「子ども・若者育成支援推進法」は市町村に対し、子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとしている。しかし足立区では、従来型の虐待や貧困、就労支援など、弱者支援だ。子ども・若者を社会の構成員の一員ととらえ、夢や希望をあきらめることなくチャレンジでき、個々の状況に応じた社会参加への支援を、庁内の垣根を超えた連携が出来るよう施策等を整理し、体系化した「足立区子ども・若者計画」を作るべきではないか。

3. 区は「子どもの意見を聴く仕組みについて」子ども施策に関する区の会議・審議会等の参加を例として挙げているが、参加については専門性等を踏まえ各所管が判断するとしている。若者も同じ社会の構成員だが、政策決定を含む社会参加の仕組みや機会は不十分だ。

どの様な審議会でも若者枠を作るなど若者の声を聞き、活躍できる立場で臨むべきではないか。その為にも開催時間等も若者が参加しやすい時間として配慮が必要ではないか。

4. 多摩市では「わかものの権利を保障し支援と活躍を推進する条例」制定に先立つ取り組みとして「多摩市若者会議」を立ち上げた。若者にとって「住んでみたい。訪れてみたい」多摩市となるため、若者に「アイデアを出してもらい、さらに若者自身に実践してもらおう」ことを基本に、事業が組み立てられた。若者会議からアイデアが出され具体化したのが、様々な世代の人が溜り、交流し、新たなものを生み出していくとの願いが込められ作られた「未知カフェ」というカフェ&街づくりの交流拠点だ。

一方、「あやセンター ぐるぐる」はまちづくりの交流拠点だが、「個人が好きなことをやる中で、仲間が増え活動が広がる」ことで若者につながるとしているが、確実性については未知数だ。菊川市や多摩市のように、高校生や若者自身が社会や政治参加のアイデアを出し実践できる活動拠点としての方向性を持たせる必要があるのではないか。それこそが持続可能な足立区の未来への道ではないか。

6 総務行政

V. 契約について

1. 入札のあり方について

区が発注する工事契約のうち、建築、土木工事において入札不調が相次いでいる。入札不調が続くことで施設の維持・更新の計

行政区分

質 問 の 要 旨

画が予定通り進まないだけでなく、先日発生した旧再生館のポール倒壊のような老朽化による重大事故にも繋がりがねない。特に建築工事においては令和4年度10%台だった不調率が5年には23%にまで急増している。背景には人出不足、とりわけ技術者不足が深刻だ。技術者育成に区として支援する体制の構築も必要だが、すぐに成果が出るわけではなく、現状の中で出来る対策も必要だ。確かに人出不足は深刻だが、年度末等の繁忙期がある反面、年度当初の4月頃は比較的余裕もあるとの声を受け、わが党は新年度予算成立後の6月議会での成立を待たずにできる中規模の工事契約について、年度末に入札をかけ、あえて債務負担行為にすることで年度当初から工事着手ができるようにすることで入札不調を減らすことができるのではと提案してきたが、区の取組状況について伺う。

2. 公契約条例について

(1) 公契約条例が制定され10年が経過した。現在区では条例見直しを進めている。区がおこなったアンケートでは工事契約における労働者の回答率が他に比べ極端に低い。また、回答した職種を見ると躯体工事段階の職種がほとんどで内装関係が含まれていない。より多くの声を反映するために、施工段階の違う作業現場での調査も必要ではないか。

(2) 工事請負契約約款第6条には、受注者は下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を足立区内に本店(建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する主たる営業所を含む。)を有する者の中から選定するよう努めなければならないとあるが、アンケートの「あなたの勤め先(雇用主)はどちらか」の設問に57.8%が区外と答えている。しかも76.6%が住まいが足立区外と答えている。これでは公契約条例が求めている地域経済循環という目的が果たせないのではないか。元受け業者に対し区内事業者の活用を改めて強く求めるべきではないか。

(3) 足立区では職種区分に未熟練労働者を設定し、下限報酬額は軽作業員の設計労務単価の71%としている。しかし、国交省が定める軽作業員の定義は「土砂資材の運搬・積み込み・片付け、公園の除草、標識の設置などの小規模作業」と、まさに未熟練労働者のスキルの位置付けであり、未熟練の区分設定は労働者の不利益を招くと思わないか。未熟練労働者の区分は廃止すべきではないか。

	29番 はたの 昭彦
行政区分	質問の要旨
7 都市建設行政	<p>(4) 公契約条例適用現場において、多くの作業員が軽作業員と定義づけられる実態が報告されている。予定価格積算に当たっては必要な人員も考慮されているが、提出されている労働者台帳との乖離はないか調査をすべきではないか。</p> <p>3. 小規模工事契約について</p> <p>区は小規模工事登録事業者の一層の活用を図るため、令和4年9月から新たな活用拡大策を実施してきたが、令和4年度実績では入札できた登録業者は微増であった。名簿の自己紹介に具体性がなく、発注課が希望する工事内容に対応可能か判断できなかったとの声を受け、令和5年から事業者に具体的な記載を依頼して、マッチングしやすいように改めたとのことだが、効果はどうか。また、1社で51件(2,430万円)の仕事を受注している実態もあるが、どの程度改善されたのか。</p> <p>令和4年度実績では登録者151者のうち受注できたのは41者と増加傾向であるが、更なる活用を進めて頂きたいが決意を伺う。</p> <p>VI.公共交通のあり方について</p> <p>運転手不足により全国で公共交通の維持が課題となっている。これまで「はるかぜ」の運行は交通事業者の自主運行に任せてきたが、自主運行は限界との声を受け、路線維持のため今年4月から7路線を協働事業で実施するとしている。しかし、はるかぜ3号は3月末の廃止を決め7号、10号も運行終了予定だ。また、北千住駅と南千住駅間を運行している京成バスの北千住線廃止が決まっている。路線バスの減便も相次いでおり、2024年問題を考えると一層深刻だ。</p> <p>1. 埼玉県加須市を調査してきた。加須市では様々なニーズに応え、誰一人取りこさないとの発想のもと、交通対策の制度構築を進めたことで、交通空白ゼロの町として全国から視察が相次いでいる。</p> <p>一方足立区は、鉄道駅から1Km、バス停からも300m以上離れている地域を交通不便地域として、その解消のため新たな公共交通の構築で解消しようと取り組んできた。しかし、これでは高齢者や障害で歩行が困難な人がいても、交通不便地域とみなされず、取り残されてしまう。</p>

行政区分

質 問 の 要 旨

昨年区が実施した「第 51 回足立区政に関する世論調査」で現状評価（満足度）が低く、重要度が高い項目に交通対策が挙げられている。交通不便と感じているのは廃線や減便が起きている地域だけではない。

高齢者が急激に増える中で、これまでの交通計画のあり方が現実には合わなくなっている証拠ではないか。区民にとっての交通不便をなくし全地域で区が責任をもって移動手段を確保する立場で交通計画を持つべきではないか。

2. 現在区は「足立区地域内交通導入サポート」制度を作り、住民、区、事業者の各役割を明確化し費用負担等を他の自治体を参考に、今年度中に実施するとしている。このようなやり方は2種免許を待たない人に公共交通をゆだねることに繋がり、安全性についての不安の声も上がっている。そもそも公共交通維持の最終的な責任は公にあるのではないか。区が示した他の自治体の例はどれも、利用率が一定基準に満たない場合は廃止が前提であり、これでは責任を地域住民に押し付けるものではないか。

3. 加須市では、市内交通事業者3社で構成する協議会が市からの補助金を受け「デマンド型乗り合いタクシー」「循環バス」「シャトルバス」の3つ方式を協働で運行し、すべての地域で交通空白をなくしている。「デマンド型乗り合いタクシー」は300円の利用料で、追加負担なく乗り継ぎ場所で乗り継ぐことができ、時間を気にしなければ自宅からドア to ドアで市内のどこにでも行くことができる。乗り合いタクシーは、例えば7時の便を予約しても、来るのは7時台の1時間のうちのいずれかで、定時制が無く通勤などには使えないので、他の交通とは競合しないとのことだった。

（1）足立区でも加須市のように自治体が主体となって、複数の交通媒体の組み合わせで、不便地域をなくし交通権を保障する立場で計画を作るべきではないか。

（2）鹿浜・入谷地域で実施予定の「デマンド交通」の実証実験は、自宅に迎えに来て、特定の停留所まで希望の場所に直接行けない。この方式は荒川区で実施しているが不評だということは実証済みだ。足立区でも加須市で行っているような。「デマンド型乗り合いタクシー」を実施し、交通権を保障すべきではないか。

4. はるかぜ3号について

「はるかぜ3号」の廃止に対し、地元町会をはじめとした存続を

行政区分

質 問 の 要 旨

8 学校運営行政

求める声をきっかけに、区は新年度「はるかぜ」路線維持のため、7路線に対し運行経費の赤字分を補填することを決めた。これまでの方針の大転換だが、依然3号の廃止の方向は変わらない。

区は存続できない理由を縷々述べるが、地元からはくらしを支える大切な路線と存続を求める声は依然強い。令和4年の利用者数も年間8万6千人を超えており、廃止予定の他の2路線と比べても格段に多い。存続を決めた「はるかぜ」11号よりも利用者数が多いことから、廃止の理由にはならない。また、廃止は年間9万人近い区民の移動の足が奪われることになり、社会生活に与える影響は大きい。区として存続のためのあらゆる努力を継続して取り組むべきだがどうか。

VII.学校の断熱について

昨年の夏は観測史上最も暑い夏となった。今年はさらに暑くなるとの予想もある。

1. 学校環境衛生基準マニュアルでは教室の温度は 18℃以上、28℃以下であることが望ましいとされているが、古い学校ほとんどが断熱化されておらず、夏の最上階や西向きの教室は、エアコンを稼働させても温度が下がらず、逆に冬は温まらず寒いとのことだ。その結果、消費電力が大幅に増えても環境効率が非常に悪くなっている。学校は、子どもたちが長い時間を過ごす、心身を育む大切な場所で、さらに、災害時には避難所となることから環境の改善は喫緊の課題だ。

区は2021年3月に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」宣言を行い、実現に向けた実行計画として、脱炭素ロードマップを策定し、その対策として新築、改築を行う公共施設については、ZEB Ready以上の認証を目指し、ZEBの標準化を進め、認証が困難な施設は、可能な限り省エネ性能を高めるとしている。学校は区有施設の中で大きな面積を占めており、脱炭素化を進めることでCo2排出量を大きく減らすことができる。このような観点から既存の学校断熱化が必要と思うがどうか。

2. しかし、1年に2校ずつ改築しても学校数は多く、かなりの時間を要することになる。

葛飾区では、毎年2校程度ずつ改築工事を進めているが既存の小中学校は約70校あり、改修による省エネの実践が不可欠。実際に使う子ども、教職員も巻き込み「学び」に還元しながら、省

	29番 はたの 昭彦
行政区分	質問の要旨
	<p>エネ改修をと、昨年8月に区内の小中学校で、今年1月には中学校で、専門家の指導と区内工務店の協力で、ガラスの代わりに熱伝導率の低いポリカーボネイトを使用した樹脂製の内窓をつけて二重サッシに、換気扇の設置、熱交換器導入で教室の断熱化を進める学校断熱ワークショップを開催した。このようなワークショップは、費用的にも安く、環境教育や行動変容にも役立つことから全国の学校で取り組まれている。これらの先進事例を学んで、足立区でも学校断熱ワークショップに取り組んではどうか。</p>